



令和2年度

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会事業計画

近年、雫石町においても、少子・高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加等を背景として、地域における生活・福祉ニーズは増加かつ多様化しています。

さらには、住民同士のつながりが希薄化し、経済格差の拡大も相まって、社会的孤立や生活困窮、介護・子育てに対する不安など、既存の社会保障・社会福祉制度では十分に対応できない問題や、多様かつ複合的な要因による生活課題が身のまわりで顕在化しつつあります。

こうした状況のなかで、雫石町社会福祉協議会は、法人として持っている機能を最大限に発揮し、地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる『地域共生社会』の実現を目指すため、各関係機関と連携を図り、地域づくりという社協本来の使命を果たすため積極的に取り組んでいきます。

みんなが安心して暮らせる地域づくりの推進

住民の積極的なボランティア活動の推進

雫石町社会福祉協議会基本理念

『誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり』

みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

みんなが安全に暮らせるまちづくり

* 基本理念・基本目標は「第2次雫石町地域福祉活動計画」より

雫石町社会福祉協議会重点事業

※各重点事業の横に担当を記載

○法人…法人運営事業 ○地域…地域福祉活動事業 ○援護…援護活動事業
○VOC…ボランティア活動センター事業 ○団体…団体事務事業(日赤・共募含む)
○介護…介護保険事業

1. 法人運営の基盤強化

法人

法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化を図ります。

- (1) 理事会の開催(年6回予定)
- (2) 評議員会の開催(年2回予定)
- (3) 監査会の開催(年6回予定)
- (4) 外部監査の開催(年4回予定)
- (5) 情報公開及び苦情処理の解決に向けた迅速かつ適切な対応
- (6) 職員研修の実施による意識啓発の向上と適正な職員配置
- (7) 役職員研修の実施
- (8) 総合福祉センターの適正な管理運営

2. 経営基盤の安定と強化

法人

コンプライアンスを徹底し、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築します。

その中でも、個人及び法人の社協会員数が停滞し、各種募金額等が減少する中で、公益性・信頼性の高い、効果的・効率的な事業活動を展開するためにも、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行うとともに、外部監査の積極的活用により、事業・財務に関する外部からのチェック機能を強化します。

また、福祉サービス利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、利用者、地域とのコミュニケーションを図り、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たします。

また、中長期の経営計画を策定し、経営の強化・効率化に努めてまいります。

3. 地域の福祉力の強化

地域

地域社会における福祉活動への理解と先駆的な実践活動を広めるために福祉大会を開催し、地域の福祉活動に功績のあった団体、個人の表彰を併せて行います。大会終了後、福祉関係機関との連携を深めることを目的として、新年交賀会を開催します。また、地域福祉活動の推進と連携強化を図るために、町内福祉施設との『福祉施設連携事業』を開催します。

さらに、住民主体の地域福祉活動を推進するためには、地域に出向き、地域住民の生活課題の洗い出しや地域活動について情報を収集する必要があります。そのためにも、地域コミュニティ形成推進事業『お互いさま情報交換会』へ参加し、地域住民との対話から、地域資源の発掘や課題解決へのヒントの掘り起こしを行うとともに、地域コミュニティを中心とした福祉推進員の設置に向けて検討します。

《主な実施事業》

- ① 雫石町社会福祉大会の開催
- ② 新年交賀会の開催
- ③ お互いさま情報交換会への参加
- ④ 福祉施設連携事業(新規)

4. 相談支援事業の充実

援護

一人ひとりの住民が抱える悩みごとや困りごとはライフステージや生活する地域社会によって、形は変えつつも、誰にでも起こりうるものです。

基本目標である『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を具体化するためには、できるだけ身近な地域で生活課題を解決できるような「住民の支え合い」や「住民と専門職が協働する支援のネットワークづくり」をすすめることが求められます。

また、今年度も引き続き、相談支援事業に重点を置き、町民に対し身近な相談窓口として『困りごとがあったら社協へ』ということを知徹底し、困りごとに対しての道筋を導き出せるよう、弁護士をはじめとした、専門職による相談所の開設を行います。

さらには、年々増加傾向が見受けられる生活困窮者に対する相談に対して、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。平成31年度に引き続き、『家電バンク事業』を実施し、生活困窮者への支援の一助として活動を行います。

《主な実施事業》

- ① 雫石町心配ごと相談所事業の実施(年12回開催)
法律相談・消費者生活相談・障がい者相談・人権相談・介護相談・よろず相談
成年後見相談・金銭管理相談・生活困窮者相談

- ② 各種相談窓口の設置(随時)
- ③ 生活困窮者支援への相談・訪問・アセスメント等(随時)
- ④ 家電バンクの実施

5. 在宅福祉サービスの提供

地域

住民一人ひとりが地域社会から孤立することなく、その地域で安心して生活できるよう、町社協が中核となり、地域支援者と各ボランティア団体等が一体となって地域の生活課題に対応する各種サービスの提供・支援を行うよう努めます。

また、現行の制度で対象とならない、対応できないといったニーズや、制度で想定していなかった新たな福祉課題・生活課題に柔軟に対応できる仕組みとして制度外の事業の展開を実施します。

《主な実施事業》

- ① おでかけ援助サービス事業
要介護認定者、障がい者手帳の保持者が通院等に利用する際の支援事業。
- ② 昼食サービス事業
65歳以上の一人暮らし世帯・高齢者世帯・日中独居世帯を対象に昼食の提供をするとともに、利用者の安否確認を行います。
- ③ 家族介護者交流事業
在宅で介護をしている方々を対象に、日々の疲れを癒し気分をリフレッシュしていただくことを目的に家族介護者同志の交流を深める機会を設け、この場で介護についての意見交換や介護技術の指導を行います。
- ④ 車いす貸出事業
介護保険で車椅子貸与不可能な方へ貸出を行います。
- ⑤ 日常生活自立支援事業
日常生活上の判断が十分にできない方々が自宅で安心した生活ができるよう金銭の管理や福祉サービスの代行をお手伝いする事業
- ⑥ 金銭管理サービス・財産保全サービス事業
日常生活自立支援事業や成年後見人制度など、他の社会資源の活用となるまでの間、金銭管理や書類等の預かり支援を必要としている方を対象に実施します。

地域の生活課題を協働的に解決されていくことをめざして、ボランティア活動センターは、様々な機関と協働し、ボランティアの進行を図るとともに、時代を担う福祉人材を育成していきます。

また、住民が自分らしさを活かし、自発的に地域や社会のために活動することを支援します。

① ボランティア活動センターの運営

ボランティア活動に関する相談対応や情報収集や提供、ボランティア運営協議会の運営、ボランティア活動保険業務等を行います。

- ◎ ボランティアコーディネーターの設置
- ◎ 住民・学校・企業・市民活動団体等からのボランティア活動に関する相談・調整
- ◎ ボランティア活動保険のPR、加入促進、業務代理
- ◎ ボランティア運営協議会の開催
- ◎ ボランティア情報紙『ぼらっと』の発行(隔月発行)
- ◎ SNSを活用したボランティア情報の発信

② ふれあいサロン事業の推進

地域住民主体によるふれあいサロンの開設・運営のサポートを継続して行います。

- ◎ ふれあいサロン支援員の配置(未設置行政区への周知・開設支援)
- ◎ ふれあいサロン助成金の交付
- ◎ ふれあいサロンスタッフ研修会(年2回)

③ ボランティアフェスティバルの開催

誰もが気軽にボランティア活動に参加できる機会を創出し、様々な体験交流を通じ住民一人ひとりが自分のできることについて考え、助け合い支え合う地域共生社会の担い手である意識を高めることを目的に開催します。

④ スノーバスターズ事業・雪んこ見守り隊の実施

学校・地域・企業などと協働し、高齢者や障がい者が抱える冬季間の生活課題を解決します。

- ◎ スノーバスターズ(有償活動)
- ◎ 雪んこ見守り隊(1月・2月の毎週土曜日午後の安否確認活動)

⑤ 福祉教育(学校・地域向け)出前講座の実施

福祉の日常化は、福祉教育を進めるうえで大切な考え方です。この福祉教育を学校だけでなく地域全体で取り組んでいくためにも、要望に沿った出前講座を様々な機関と協働して取り組みます。

- ◎ 学校向け出前講座

- ◎ 地域コミュニティ組織・ふれあいサロン向け出前講座(レクリエーション・福祉防災講座等)
- ◎ 出前講座の企画・連絡調整・講師斡旋
- ⑥ 災害に対する平時からの備えと災害時支援活動の実施
 - 大規模災害発生時には、平時から行っているボランティア活動センターの機能を最大限に生かし、災害ボランティアセンターの開設・運営に努めます。また、県内で災害が発生した場合、迅速な支援が行えるよう、日頃から災害時の対応や防災意識の高揚に努めます。
 - ◎ 災害に備えてのボランティアセンター設置訓練の実施及び運営体制の整備
 - ◎ 災害ボランティア登録者の拡充
 - ◎ 各種災害ボランティア研修会への参加・スキルアップ
 - ◎ 平時からの関係機関・団体との連携

7. 高齢者福祉事業の推進

地域

町内の人口の高齢化の波は、着実に押し寄せてきております。令和2年度高齢化率は、町全体で37.2%台に達し、今後、ますます進むことは確実な情勢です。このような現状から高齢者対策について、高齢者が、生きがいのある生活が送れるよう事業を実施します。

また、中高年層を軸にして、生きがいを持って生活が営めるよう様々な高齢者福祉事業を実施します。

《主な実施事業》

- ① 一人暮らし高齢者の集いの開催
(75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に3か月ごとに年4回開催)
- ② 合同金婚式の開催

8. 児童及び母子・父子事業の推進

地域・VC

子育てに関する不安や負担に感じている家庭に対し、子育てボランティアが中心となって相談窓口となり、不安等の解消に努めます。また、雫石町や町内の保育施設、子育て支援を行っている機関との連携を図りながら、一元的な子育て支援の環境が整うよう社協が中心となって働きかけを行います。平成31年度に引き続き、一人親家庭の託児に対して利用料の一部を助成し、経済面・精神面ともにサポートをします。

また、町内の5箇所の放課後児童クラブの運営を行いながら、児童の健全な育成に努めます。なお、運営に当たっては、保護者の皆さんに信頼を受け、

安心して預け入れができる施設として、子どもたちが放課後に家庭に居るときと同様に過ごせる場を提供します。平成27年度からは、平日3日以上为学校休校日には学童保育を開設、平成28年度からは、非課税世帯の利用料減免を行っており、より一層放課後児童クラブ事業の充実に努めます。

《主な実施事業》

- ① 子ども一時預かり事業の実施
(子育て中の親が通院や社会参加活動の際等における預け入れによる支援)
- ② 一人親家庭子育て応援事業の実施 (託児事業の一部助成)
- ③ 放課後児童クラブ事業の運営 (受託事業)
- ④ チャイルドシート貸出事業の実施

9. 生活福祉資金等の貸付による支援

援護

全国的にも「高齢者の貧困」「一人親家庭の貧困」「子供の貧困」等、「貧困」が構造的な課題を持ちながら存在し、深刻化していることが明らかになっています。このことは町内でも大きな問題となっており、また、経済の低迷の流れを受けて「雇用止め・派遣切り」が失業や住居喪失を生みだす等「新しい貧困」が顕在化し、住民の生活不安は一段と高まっていると言えます。

このように、近年の新しい福祉課題・生活課題は、複合的な要因を持つことが多く、これに対応するためにも生活福祉資金貸付制度の周知を図り、安心した生活に早期に復帰できるよう、生活福祉資金相談員を配置し相談体制の強化並びに支援を行います。

《主な実施事業》

- ① 生活福祉資金の貸付
(県社協が主管。町社協が相談窓口となり、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業等により生活に困窮している方に生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度)
- ② 助け合い金庫の活用と貸付後の世帯指導(町社協で単独運営)

10. 民生委員・児童委員との連携強化

団体

民生委員・児童委員の役割は、より住民に身近な相談者・支援者として、また、地域福祉の具体的な推進者としての役割を担っていることから各方面から期待されております。

民生委員・児童委員が受けた多様な相談等は、社協が中心となり各関係機関と連携を図り解決していく総合的な相談・支援に対応する窓口の体制づくりに努めます。

《主な実施活動》

- ① 民生・児童委員全員協議会、地区民生・児童委員協議会の充実した運営
- ② 一人暮らし高齢者への弁当提供や町内・小中学校との交流事業の実施
- ③ お互いさま情報交換会への参加
- ④ 各種研修会への参加

11. 広報活動の強化

地域・VC

広報活動は、福祉活動を展開するうえで、重要な情報伝達手段であります。

町社協の福祉施策の周知や地域福祉の課題を提起すること等において、重要な役割を担っており、町社協の顔とも言えることから各種広報等の内容の充実を図ります。

《主な実施事業》

- ① 機関紙「社協だより」の発行(年3回発行)
- ② 事業実施などの周知用チラシ、パンフレットの各世帯配布(随時)
- ③ 町社協ホームページの更新(随時)

12. 福祉関係団体に対する援助・指導・交流活動の推進

団体

昨今、多くの団体では、新規加入者の減少による会員数の減少や会員の高齢化が進み、維持していくうえで大きな課題を抱えています。これにより、各団体の自主性を基調とした新規会員の加入促進や団体運営に関する支援を押し進めます。

また、現在の支援内容が事務及び助成金交付が中心である団体については、支援内容についても、指導、助言を含めて各団体の支援を行います。

〔各支援団体〕

- ア 身体障害者福祉協会
- イ 老人クラブ連合会
- ウ その他の福祉関係団体

13. 共同募金運動の推進

団体

赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金運動を推進し、団体・個人への啓蒙に努め、理解と協力をいただくよう募金方法を再検討したうえで、募金の増額に努めます。

また、共同募金の配分について、新たに設けられた助成金交付団体の募集にあたり、制度の周知を図り、多くの団体が申請しやすく、さらに共同募金の有効活用が図られるよう共同募金に対する理解を深めていきます。

《主な実施事業》

- ① 赤い羽根共同募金運動・歳末助け合い募金運動の推進
- ② 歳末助け合いチャリティショーの開催
- ③ 共同募金運営委員会、審査委員会、専門委員会の開催(随時)

14. 日本赤十字事業の支援

団体

苦しんでいる人を救い、いかなる状況下であっても人間の命、健康、尊厳を守るという日本赤十字社の基本理念達成に向けて、多方面から支援を行い、住民に対し、赤十字事業に対する理解を深められるよう事業を推進します。

《主な実施事業》

- ① 日赤加盟校の育成強化
- ② 罹災世帯等への救援物資の支給など諸援護活動
- ③ 日赤社資募集運動に対する住民への周知活動の推進
- ④ 雫石町赤十字奉仕団の育成

15. 介護保険事業の適正運営

介護

《居宅介護支援事業》

町社協の特性を活かし、地域ニーズの把握とボランティア活動者等の人的なつながりを通じて、介護を必要とされる方が、自宅で適切なサービスを受けられるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の意向等に添ったケアプランの作成に努めます。

さらに、入退院時スムーズに在宅から医療、医療から在宅へ移行できるように、また、医療と連携を強化することにより利用者が混乱をきたさないよう配慮をしていくとともに、他の介護サービス提供事業所等と緊密な連携を図り、地域での支えあいにつながるような活動や社会資源を有効に活用した地域との結び付きを深められるような支援事業も併せて展開します。

16. 第2次地域福祉活動計画の周知・実践

法人

社会福祉法第107条では、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、雫石町では平成27年（2015）3月に「第2次雫石町地域福祉計画」を策定しました。

それに伴い、町社協でも、『地域福祉活動計画（第2次）平成27年度から平成35年度（9年間）』を策定しました。

地域福祉計画は、施策化、事業目標の明確化を示した行政計画であり、地域福祉活動計画は、住民自らの行動計画づくりに取り組んでいく中で、「地域の福祉力」を高めていく「ヒント集」となっています。

町と町社協は、協働して地域の課題を把握し、解決に向けて取り組む必要性があり、共に連携が必要となります。計画としては、別々のものですが、雫石町における地域福祉を推進するという目的は同じです。

この共通の目的に向かって、町社協が「住民主体」という本来の活動原則に立ち返り、地域の生活課題を発掘・共有化し、課題解決を住民と共に図っていくためにも、地域住民へ地域福祉活動計画の周知を図り、実践に向けて始動していきます。

17. 雫石町生活支援体制整備事業の実施

地域

日常生活上の支援が必要な方が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域に不足するサービスの担い手の養成などの資源開発や地域関係者とのネットワークの構築、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。（受託事業）

《主な実施事業》

- ① 生活支援コーディネーターの設置
- ② 地域ニーズの収集（生活支援サービスの掘り起し）
- ③ 支援ニーズ・地域資源の把握
- ④ 関係者間のネットワークの構築
- ⑤ ニーズとサービスの間接支援
- ⑥ サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成
- ⑦ 生活支援体制整備推進協議体との連携・協働
- ⑧ 訪問型サービスB事業創設に向けて、担い手となるボランティアを養成するための講座の企画実施